

災害情報自動配信サービスに係るQ&A

Q1 国道171号以北の土砂災害警戒区域を含む小学校区とは、どちらの小学校区ですか？

A1 次の小学校区です。

忍頂寺小学校、清溪小学校、彩都西小学校、福井小学校
山手台小学校、豊川小学校、安威小学校

Q2 電話を取れなかった場合、どうなりますか？

A2 電話は一定時間呼び出すと自動的に切れますが、その後2回配信されます。また、電話に出た場合でも、**メッセージの最後に「#」ボタンを押さない場合、再度配信されます**のでご注意ください。

Q3 携帯電話・スマートフォンでの登録はできますか？

A3 本サービスの利用は、携帯電話等によるインターネットを利用した情報の入手ができない人を対象としておりますので、**携帯電話・スマートフォンでの登録はできません**。

Q4 登録対象者の「③避難行動要支援者」とは、どのような人が対象でしょうか？

A4 避難行動要支援者とは、「要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」であり、茨木市地域防災計画で次の要件に該当する人と定めています。（ただし、施設入所や長期入院中の方は除きます。）

- ①身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- ②精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④要介護認定3～5を受けている者
- ⑤同居者のみでは避難が困難な者のうち、市長が支援の必要を認めた者

Q5 代理者による申請はできますか？

A5 申請できます。申請書の「申請代理人」欄に、代理で申請される方のお名前とご住所を記入してください。

Q6 どのようなタイミングで配信されますか？

A6 市が避難情報の発令する時等、緊急情報を発信するタイミングで配信します。
なお、避難情報を発令する場合、**屋外スピーカーや緊急速報メール(エリアメール)等による情報伝達とほぼ同時に情報配信しますが、回線の混雑状況等により、時間がかかる場合もあります**。
また、緊急情報になりますので、**休日や深夜・早朝等の時間帯を問わず、配信することがあります**。

Q7 配信情報の「その他の緊急情報」はどのような情報が配信されますか？

A7 屋外スピーカーを使用してお知らせする緊急情報であり、具体的には、市民の生命・身体・財産に危害が及ぶおそれがある凶悪犯罪の発生等の情報になります。

Q8 緊急地震速報等の緊急情報は配信されますか？

A8 本サービスは、登録の固定電話・FAXに対して順次配信する仕組みであり、回線の混雑の状況によっては、情報配信に一定の時間が必要となります。
したがって、**緊急地震速報等の事象の発生から瞬時に伝達する必要がある情報は、伝達が遅れると、混乱を招くおそれがあるため、本サービスでは配信しません**。